

第43回「九州アマチュア選手権競技二次予選」 競技規定

主催：九州ゴルフ連盟

開催日時、および開催会場

福岡県地区	5月9日(木)	伊都ゴルフ倶楽部
佐賀・長崎・大分県地区	5月9日(木)	大分サニーヒルゴルフ倶楽部
熊本・宮崎・鹿児島県地区	5月9日(木)	霧島ゴルフクラブ

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、および本競技ローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則175 ページ参照)

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則174 ページ参照)

5. プレーの条件

18ホール・ストロークプレー

沖縄県は一次予選・二次予選を兼ね1日36ホール・ストロークプレーとする。

6. 予選通過者およびタイの決定

本予選競技通過者の各地区割当数は、過去3年間の九州アマチュア選手権競技決勝(第3ラウンド)進出者数比率により50名、本年度一次予選競技参加者数比率により90名総数140を各県地区に配分し後日発表する。なお、各県地区予選通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により決定する。

7. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

8. 参加資格

- (1) 本年度九州アマチュア選手権一次予選を通過した者。
- (2) 前年度九州ゴルフ連盟各県研修会のランキング2位～5位の者には本競技の参加資格を与える。また、1位の者は本競技の出場を免除し、決勝競技の出場資格を与える。
- (3) 前年度の九州アマチュア選手権競技決勝1位～5位、九州オープンゴルフ選手権競技決勝ベストアマ、九州ミッドアマチュア選手権競技決勝優勝者、および前年度日本アマチュアゴルフ選手権競技準決勝進出者、日本オープンゴルフ選手権競技(アマ)1位～5位の者は、本競技の出場を免除し決勝競技の出場資格を与える。
- (4) 前年度西日本パブリックアマチュアゴルフ選手権競技九州地区決勝大会の優勝者は本競技の出場を免除し、決勝競技の出場資格を与える。
- (5) 前年度各県体育協会主催のゴルフ競技会(県民ゴルフ大会)の優勝者は本競技の出場を免除し、決勝競技の出場資格を与える。
- (6) 2013年JGAナショナルチームに選抜されている者は、本競技の出場を免除し決勝の出場資格を与える。

決勝に出場資格がある者が、本競技に出場した場合はその参加資格を放棄したものとみなす。

競技委員会は競技中を含め、いつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

9. 参加申込

所定の申込用紙に必要事項記入の上、所属クラブを通じ九州ゴルフ連盟に申込むこと。なお、一次予選通過者の参加申込は省略する。

10. 参加料

参加料 15,750 円（消費税含む）

参加申込締切日までに所属クラブを通じ、九州ゴルフ連盟に支払うものとする。なお、申込締切日以降の取消しについては、参加料の返金を行わない。なお、一次予選通過者は参加料を免除する。

11. 申込締切日

4 月 12 日（金）

締切日必着とし、締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受付けない。

12. 賞

参加賞（参加資格(2)の者）

13. 指定練習日

開催日の 2 週間前から 2 回（原則として土・日・祝日を除く）開催コースに申込み、そのコースの予め定めた日時に練習することができる。規定による練習日および競技当日のプレー費は開催コースの会員扱いとする。

14. 欠 場

締切日以降の欠場は、開催日前日までに所属クラブを通じ文書で九州ゴルフ連盟に提出すること。なお、競技当日の欠場は本人のスタート 30 分前までに、開催コース本競技委員会に届け出ること。無届欠場の場合、本年度および次年度までの連盟主催競技に参加することを認めない。また、欠場届提出後の再出場は認めない。

15. 組合せおよびスタート時刻

参加申込み締切後組合せの上、所属クラブへ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページにおいて発表する。

16. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。

17. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権を、本選手権競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために主催者に譲渡することを、予め承諾することを要する。